**（仮称）河内長野市犯罪被害者等支援条例（案）の概要**

１　目的

本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

２　定義

この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

①　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

②　犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。

③　市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。

④　事業者　市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

⑤　関係機関等　国、地方公共団体及び犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。

３　基本理念

犯罪被害者等の支援は、次の基本的な考え方に基づいて推進します。

①　被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行うこと。

②　犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないように行うこと。

③　市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進すること。

４　市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、必要な施策を策定し、及び推進するものとします。

５　市民の責務

市民の皆様は、以下のことに努めていただくものとします。

①　犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深めること。

②　犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮すること。

③　市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力すること。

６　事業者の責務

事業者の皆様は、以下のことに努めていただくものとします。

①　犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深めること。

②　市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力すること。

③　犯罪被害者等を雇用する事業者においては、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮すること。

７　犯罪被害者等支援施策の基本事項

市は、次の犯罪被害者等支援施策を柱として、総合的に推進するものとします。

**①　相談及び情報の提供等**

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連携調整を図るものとします。

また、市は犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとします。

**②　見舞金の支給**

市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、市長が必要と認める犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとします。

**③　広報及び啓発**

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行うものとします。

８　条例施行予定日

令和６年４月１日